

第64回 地方分権改革有識者会議
第184回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和7年11月13日（木）10:00～11:44

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長（司会）、高橋滋座長代理、足立泰美議員、大橋真由美議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、宇野二朗構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員（勢一智子部会長代理、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕稻原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官

議題：（1）令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について
（2）その他

（市川座長）おはようございます。今日御出席予定の方が皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第64回「地方分権改革有識者会議」と第184回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催いたします。

なお、有識者会議の伊藤議員、後藤議員、沼尾議員、湯崎議員は所用のため御欠席となっております。

初めに、新たに御就任いただきました議員を御紹介させていただきたいと思います。

宮田秀利議員が本会議の議員を辞任され、後任として美浦喜明福岡県水巻町長に新たにこの会議の議員に御就任いただいております。なお、本日、美浦議員は所用のため御欠席となっております。御報告を申し上げます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。議題（1）の令和7年の地方からの提案等に関する対応方針につきまして、まず、大橋部会長から提案募集検討専門部会での審議報告をお願い申し上げます。

（大橋部会長）それでは、本年の提案募集検討専門部会における審議状況につきまして御報告させていただきます。資料1の2枚を御覧いただきたいと思います。

前回7月30日の有識者会議後、第1次ヒアリングの結果を踏まえ、横断的な見直しの観点にも留意しつつ、提案募集検討専門部会としての考え方を関係府省に対して提示いたしました。関係府省からはこれを踏まえ第2次回答をいただき、その第2次回答に対して4日間にわたり第二次ヒアリングを実施して、具体的な措置の内容、検討スケジュール等について、第一次ヒアリングよりもさらに深掘りした議論を行ってまいりました。その結果、昨年を上回る数の提案355件につきまして、関係府省からそのうち312件（88%）について前向きな対応を引き出すことができました。

常々市川座長がおっしゃっておられる、横展開につながった事例を中心に今年度の提案募集に関する全体の傾向を御説明いたします。

1番目は、経由事務・国家試験関連事務の見直しでございます。許認可等が国・都道府県が所管の場合であっても市町村を経由させる手続が多数存在いたします。また、国家試験は国の制度であるにもかかわらず実務

を都道府県などが担うという事例が広範に存在しました。しかし、現代のデジタル時代には、前さばきとしてのこうした経由を原則不要とし、経由事務を原則廃止するといった方向で調整を進めてまいりました。また、国家試験関連事務について、地方公共団体を手足として国が使うというようなことは原則止めるというような方向での調整も図ってまいりました。

具体的な進め方としては、代表事例を素材にヒアリングを実施して、その代表事例の改革を参考しながら横並びで広く多数存在する類似制度の改善を図る、そういう横展開を進めてまいりました。

2番目は、財政負担と権限配分のアンバランスに関わる問題であります。象徴的な例は国の補助金を市町村が交付した事業で損失が生じた場合、全額を市町村が肩代わりさせられるという仕組みが多数存在いたします。これは本来市町村に配慮する法令上の規定が必要なのですが、そのような規定が不備であることが明確化いたしました。国、都道府県、市町村が共同処理することが法令上予定された権限配分問題でありますけれども、しかしながら、その財政的な処理につきましては今申し上げたような問題があり、つまり権限と財政負担はコインの表裏であるにもかかわらず、こうしたアンバランスの問題が存在することから、権限配分に関わる問題としてこれを正面から取り上げ、本部会で扱ってきたものであります。

しかしながら、お金がかかわることから、その処理の難易度が高く、年度内の決着が十分でないようなものも存在いたします。これから実情調査を継続して粘り強くフォローアップを図っていきたいと考えております。

3番目は、地域再編の自由度を拡大することに関わる提案が多数存在したということでございます。一例を挙げますと市街化区域の設定、これは現在では人口フレームをベースにしておりますが、これでは窮屈だという不満が地方公共団体から出されております。しかしながら、国土交通省の通達では柔軟であるということは認めているのですが、その内容は抽象的なものにとどまります。そこで、国土交通省に対して具体的な事例を提示してください、手引きを整備してください、また、中心的な考え方を提示してくださいというような形で、こうした指針や具体的な事例を地方公共団体に対して示すように進めてまいりました。

また、公営住宅の団地集約という問題も存在いたします。これも従来は居住権保護が正面に出ることから、既存ストックを地域で十分活用できないというような問題がございました。この問題につきましては居住権保護を図るための最低限の条件を導き出して、その下でストックの最適化を図る、団地集約を図るということを考えまいりました。このように地域空間の再編を進める上で地方の裁量性を拡大する問題は広く存在すると思いますので、今後、横串の展開を図っていくべき事例であると考えております。

4番目は、従来どおり情報連携を広く進めるというものでございます。まだ地方公共団体の現場では、公用請求を行う段階で、郵送の手続、職員の現地訪問、メモというようなアナログな手段が広く見受けられます。これが職員のいる事務室の端末操作で簡単に即時に情報取得ができるれば、非常に大きな人員等の削減といいますか、労力を省くことができます。この場面では従来のようなモグラたたきのような個別改善ではなく、関連のテーマを束ねて一括して制度改善に向かうという転換を図っております。

最後に、離島・山村における全国一律基準の問題がございます。人口減少の地域に対して国が基準を一律に適用させるということにいたしますと、結果としてサービスの提供が停滞いたします。地方は一律基準の充足に拘束されて政策の実践不能に陥るようなことが広く見受けられます。このような事例につきましては、本来そもそもその基準が何を目的として、何を達成しようとしていたのかということを明確化した上で、その目標達成のために地域が持っている所要の条件を活用して、いかに目的に近づくことができるのか、代替手段をどのように尽くすべきなのか、そういう観点からの制度設計が必要であると考えております。このような柔軟な

運用による地方経営を可能にする地方自治制度の再設計、そういう問題がここには存在するように思います。

これは確かに離島・山村の課題ではございますが、将来的には都市部でも起きるものであります。したがいまして、全国の地方公共団体に共通する将来課題として注視し、検証していくことが非常に重要な課題であるというような認識を持った次第でございます。

また、ヒアリングの中では、重点19の団地集約の事例のように制度の見直しに当たり、まだ実態調査・実態把握を行う必要性があることから、その結論が来年以降に先送りになるものも存在いたします。このようなものにつきましては粘り強く来年以降もヒアリングを実施することも含め、フォローアップを図り、より一層丁寧に対応してまいりたいと考えております。政府におかれましては年内の閣議決定に向けて、最終的な詰めをよろしくお願いしたいと思います。

以上、私からの報告です。

(市川座長) 大橋部会長、ありがとうございました。

5つの視点から今回提案募集検討専門部会でいろいろ進めていただいたということでございますけれども、確かに御指摘のとおり制度設計された時期と今とでは状況がいろいろと変わってきていることもありますので、この点も含めて事務局から対応方針を御説明していただきたいと思います。

それでは、事務局から対応方針案の概要、重点事項に係る対応結果の御説明をお願いいたします。

(平沢参事官) 私から令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案等につきまして、資料2～5に沿って御説明をさせていただきます。

大橋部会長からも御説明いただきましたように、本年は横断的な見直しに積極的に取り組みつつ、提案募集検討専門部会の御審議を踏まえまして関係府省と調整をしてまいり、対応方針がおおむね固まっているところでございます。対応方針については例年同様年末の閣議決定を目指しており、現時点の案は資料4のとおりになりますが、資料2、3を中心にその概要について説明をさせていただければと思っております。

まず、資料2の1ページ、一番上の1ポツ、基本的考え方として1つ目の○ですが、御案内のとおり平成26年に提案募集方式を導入し、地方分権改革の推進が極めて重要なテーマであるということを書いてございます。

2番目が一括法案の提出等ということで、法律改正事項については令和8年の通常国会に一括法案等を提出することを基本とすること。

それから、2つ目の○は、現行規定で対応可能な提案については地方公共団体に対する通知等によって明確化をすること。

それから、3つ目の○は、引き続き検討を進めるものは適切にフォローアップを行い、有識者会議に報告をさせていただくことを記載しております。

また、4つ目の○は、計画策定等については令和5年3月に閣議決定しました「ナビゲーション・ガイド」を着実に運用することを記載させていただいております。

3ポツの対応状況については、先ほど御説明いただいたところでございますけれども、本年は地方公共団体から提案いただいたもののうち、予算編成過程での検討を求めるものなどを除いた355件について関係府省との間で調整を行ってまいりました。関係府省に真摯な御対応もいただきまして現在精査中ではございますが、このうち312件について地方の支障の解消につながる対応ができる見込みとなってございます。

続いて、2ページで主なもの概要について御説明させていただければと思います。

まず、1つ目の柱でございます。こちらは今年の重点募集の2つのテーマのうちの一つに関するものになり

ますが、デジタル化による国民の利便性向上に関するものを3つ掲げさせていただいております。

①ですが、事業者から地方公共団体への申請手続等のオンライン化についてです。事業者からの申請や届出について、これまで郵送や窓口で対応している場合があり、負担が生じているのですが、対応方針案を御覧いただければと思います。主なものとして、騒音規制法や振動規制法に基づき、一定の建設作業を行う場合の市區町村への届出について、令和8年度以降、政府共通の電子申請システムであるe-Govを活用したオンラインによる手続を可能とすることとしております。これまで主に国の手続のために利用してきたe-Govを地方公共団体への手続に広げていくものであり、これにより、合わせて年間約14万件の届出が対象となり、事業者の負担軽減及び手続の迅速化が見込まれます。

続いて、②は提案募集検討専門部会において重点事項として御議論いただきました公営住宅の家賃決定に係る収入申告書の省略についてです。公営住宅に入居する住民の方は家賃決定のために毎年度収入申告書を提出する必要がありました、マイナンバー制度における地方公共団体による情報連携等によって所得情報を把握することにより、書面での収入申告を不要とすることを検討し、令和7年度中に結論を得ることとしております。令和5年度末時点の公営住宅の入居戸数は約165万戸であり、この見直しにより住民負担の軽減、地方公共団体における督促等の事務負担軽減が大幅に見込まれるものと考えております。

③は地方債のデジタル証券方式での発行を可能にすることについてです。社債では既にデジタル証券による発行が可能であることを踏まえまして、地方債についてもデジタル証券方式での発行を可能にすることとしております。これにより投資家層の拡大による資金調達手段の多様化に寄与することが見込まれております。

以上がデジタル化による国民の利便性向上に関するものとなります。

続きまして、もう一つの重点募集テーマに関する人口減少社会に柔軟に対応した地域づくりに係るものについて御説明させていただきます。

④は空き家等管理活用支援法人に商工会議所等の指定を可能にすることについてでございます。空き家が増えてきている状況において、その管理・活用が課題になってきているわけですけれども、これを民間のノウハウを活用してより円滑に行うことができるよう、関連する業務ワンストップで担い、地域活性化の推進役となり得る法人、現行制度ではNPO法人、社団法人、財団法人がこれを担えることになっておりますが、これらに空き家等管理活用支援法人に指定できる対象として追加するものとして、商工会議所、商工会等の営利を目的としない法人の指定を可能とすることとしております。これにより効率的・効果的な空き家等対策の推進を通じた地域振興等の実現に寄与することが見込まれます。

続いて⑤も重点事項として御議論いただきました公営住宅における建替えを伴わない団地集約の場合でも明渡請求を可能にすることについてでございます。入居率の低下、あるいは老朽化した公営住宅の団地集約を行おうとする場合、建替事業を実施しなければ入居者への住宅の明渡請求ができないこととなっております。今回の対応方針では、入居者の居住権の保護などを勘案した上で建替事業を実施しない場合でも明渡請求を可能とすることについて検討し、令和8年中に結論を得ることとしております。これにより公営住宅の管理運営の効率化や自治体の負担軽減に寄与することが見込まれます。

⑥も重点事項として御議論をいただきました土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能にすることについてでございます。人口減少下におきまして市街化区域を設定するに当たりましては、将来人口に基づき設定するという現行の方法だけでは有効な土地利用が難しい場合があるという御提案が今回ありまして、土地利用の現状や将来見通しに基づき市街化区域の設定が可能であるということを今後具体的な事例を示した手

引きを作成して令和8年中に周知することとしております。これにより地域の実情に応じた土地利用によるまちづくりの推進に寄与することが見込まれるものでございます。

以上が人口減少社会に柔軟に対応した地域づくりに関するものになります。

続きまして、3ページ目、自治体業務の簡素化・効率化に関するものについて御説明をさせていただきます。

⑦は経由事務の廃止、経由調査の見直しについてになります。今回措置するものとして管理栄養士・薬剤師等の免許証等についてオンライン申請を行った場合には、都道府県を経由せずに国から直接申請者へ交付することとしたほか、医薬品国家検定の申請などについて都道府県の経由を廃止することとしております。これによりまして、管理栄養士、薬剤師等の免許証等の新規交付件数、年間約1.7万件など、手続の迅速化や地方公共団体の負担軽減が見込まれるものでございます。

続きまして、⑧は令和6年に重点事項として御議論をいただいた都道府県による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能にすることについてです。都道府県が相続人特定のために行う戸籍証明書等の公用請求を郵送で行っていることによる事務負担を軽減するために、オンラインで戸籍電子証明書等の公用請求を可能とするものでございます。これにより年間約60万件の事務負担の軽減が見込まれるものとなります。

続きまして、⑨も重点事項として御議論をいただきました行政書士試験に関する事務のうち、委任できない事務を委任可能とし、全ての試験事務を委任可能にすることについてです。行政書士試験につきまして、試験問題作成等の事務は指定試験機関に委任可能とされておりますが、合格決定の事務のみ委任できないため、当該事務も委任可能にすることを検討し、令和8年中に結論を得ることとしております。これにより都道府県の事務負担の軽減が見込まれるものになります。

続きまして、⑪も重点事項として御議論いただきました国への返還金に関する取扱いの見直しについてです。障害者自立支援給付費等の国の補助金等に関して、事業者の不正等に起因した返還金が徴収困難となった場合の未徴収額について、国や県の補助金等の分を市町村が全額返還することとなっております。今回、対応方針においては全国における実態調査を行い、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応を検討し、令和8年度中に検討を得ることとしております。

続いて、⑫は社会情勢を踏まえた事務の簡素化について記載しております。5つ記載してございますが、1つ目は、地方公共団体における財政状況の公表についてです。具体的には予算の執行状況ですとか、地方債等の現在高などの財政状況の公表回数を現行の年2回以上から1回以上に見直すこと、2つ目としては、土地開発公社や住宅供給公社などの解散公告の回数を見直すことなど、以下、5つ目まで、もろもろの事務の簡素化について見直しを図るものを記載させていただいております。

⑬は記載させていただいております計画に関する事務の見直しでございます。一体的策定を可能にすること、あるいは他の計画等からの引用を可能にすることの見直しでございます。

⑭は財産区議会の設置条例について都道府県知事による提案に加え、市区町村長等による提案も可能にすることについてです。一番下の※ですけれども、財産区は地方公共団体の一種で、山林や用水地等を有し管理する法人でございますが、この財産区議会を設置、また、廃止する場合に、現行では都道府県知事のみに条例の提案権が認められておりましたため、財産区が属する市区町村は都道府県に事前相談しなければならず、事務の負担となっております。今回の対応方針では、財産区議会、または総会を設置・廃止する条例の提案権について、都道府県知事に加え、市区町村長等による提案を可能とするものでございます。本件につきましては、現在所管の総務省において地方の意見を聞いている状況と伺っております、ペンドィングということで、表題

にPを記載している状況となってございます。

以上のような対応によりまして、4ページは平成26年以降に対応してまいりました数字を記載させていただいておりまして、令和7年は精査中でございますが、実現対応の割合として88%という見込みの数字を書かせていただいております。

資料2の御説明は以上でございます。

続きまして、資料3をお開きいただければと思います。資料2でも一部の重点事項について御説明させていただきましたが、資料3は全ての重点事項につきまして対応方針の案文をそれぞれ記載させていただいております。幾つか主な事項につきまして御説明をさせていただければと思います。

1つ目は、20ページの下から21ページにかけて、重点10の租税特別措置に関する市町村事務の見直しになります。そこに幾つか項目があるのですけれども、一番上の被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化についてになります。一番右に対応方針案文を記載させていただいておりますが、その欄の2ポツ目、空き家を譲渡する際に税の特例があるわけですけれども、申請者は、税の特例を申請される際に、市区町村に確認書を発行してもらう必要がございますが、その際に申請者の方、また、市区町村で負担の観点から発行事務の在り方について検討し、令和8年中に結論を得るということで、今回対応方針に記載をすることにしております。発行事務は実質的に発行する必要性があまりないのではないかという提案が今回あります、その見直しについて検討するということで対応方針に記載をしていくものでございます。

続きまして、25ページ、重点21の児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直しのところを御覧いただければと思います。右側の欄の1つ目のポツの上のところ、児童扶養手当と公的年金等の併給調整についてはというところになります。今回、老齢年金額と児童扶養手当額の併給調整ということでの提案なのですけれども、老齢年金額が児童扶養手当額を上回る場合は、現行上、児童扶養手当の併給が認められていない一方で、児童扶養手当が老齢年金額を上回る場合のみに差額分が支給されている状況になっております。これらを併給調整と呼んでおります。1ポツ目、今後、調査を令和8年度中に実施しまして、この併給調整の対象となっているひとり親家庭の実情を把握した上で、生活の安定に資する方策について検討していくことになってございます。

続いて重点22、前任の教育長が辞職した場合における補欠の教育長の任期に係る在任期間の規定の見直しを御覧いただければと思います。これは教育長の任期が3年間であり、任期途中で辞められた場合には補欠の教育長を充て、前任の方の残った期間を任期として勤めていただくのですが、その際に支障が生じるということで今回御提案がありました。どのような支障があるのか、今後、地方公共団体への調査で実態を把握した上で対応を検討し、令和8年中に結論を得ることとしてございます。

続いて重点24、特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直しをお願いします。本件については地方公共団体における特別支援教育就学奨励費の支給事務の運用実態や、未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、学校教育法で定める保護者による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年度中に結論を得るものでございます。また、類似制度の要保護児童生徒援助費についても同様に対応していくものとしてございます。

次のページの重点27、国民健康保険関係事務の見直しでございます。

1つ目が、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化における国民健康保険の減額調整の廃止についてでございます。これは地方公共団体が独自に行っているひとり親家庭等に対する医療費助

成に関して、患者からの医療費申請に基づく償還払いではなく、現物給付とした場合において、患者の自己負担軽減に伴い増加した医療費分に相当する国費を減額調整する現行制度について、国民健康保険の財政への影響や地方公共団体における医療費助成の実施状況を踏まえ、減額調整措置の在り方について検討するものでございます。

2つ目が、国民健康保険給付費等交付金の支払事務及び請求事務の見直しについてでございます。こちらは都道府県から市町村を経由せず、各都道府県に国民健康保険団体連合会という団体がありまして、直接こちらへ給付費を支払うことで効率化が図られるものですから、今後、都道府県にアンケート調査の結果を踏まえまして、都道府県から国民健康保険団体連合会に直接交付する仕組みが全国的に導入されるよう検討して、令和8年度中に結論を得るものでございます。

重点31、社会福祉主事の任用資格要件の緩和でございます。こちらは令和6年のフォローアップ案件となります。これまでに地方公共団体へのアンケート調査や有識者による検討会を開催するなど検討を進めてまいりました。引き続き福祉事務所へのヒアリング、また、有識者による検討会を通じて、今後、任用資格における実務経験の勘案方法や通信課程による資格取得の負担軽減策等について検討を行った上で、令和7年度中に結論を得る予定としております。

最後に重点36、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与することです。特に2段落目の環境省のところの記載になりますが、市町村が一般廃棄物の処理に係る統括的な処理責任を有することを踏まえ、関係府省庁と調整し、各種証明書の請求が現行制度で対応可能であることを通知するものでございます。また、関係行政機関への照会に係る法制上の措置の必要性については、市町村の取組状況を踏まえ、必要な検討を行うこととしております。

以上、御説明させていただいた案件を含めまして、関係省庁の対応の方針を全て取りまとめた本体が資料4となります。今後、12月の閣議決定に向け、詰めの調整を行うとともに、閣議決定後も継続検討の扱いとしているものについて提案の実現に向け、しっかりとフォローアップをしてまいりたいと考えております。

続きまして、資料5の御説明をさせていただければと思います。こちらは令和6年までの案件のうち、特に重要と考えられるフォローアップ案件について、7月までこちらの会議でも御報告をさせてきていただいているものについて提案の実現に向け、しっかりとフォローアップをしてまいりたいと考えております。

1ページ目の2番、狂犬病予防法の関係でございます。犬の所有者がマイクロチップの登録手数料の納付後に、狂犬病予防法に基づく犬の登録時の登録手数料を同時徴収できるようにということで、ワンストップでできるようにということを検討してきているものでございます。右側の赤字のところになりますけれども、今、狂犬病予防法に基づく犬の登録時の手数料納付サイトに遷移する機能を開発しているところでございます。令和7年8月に市区町村に対してテストサイトをリリースしているところでございます。今後、令和7年度中に開発が完了する予定と聞いてございます。

もう一つ、9番は保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直しについてでございます。低年齢児の健康診断が、高度な健康診断をしていて、実際問題、なかなか難しいのではないかという御提案を検討していました案件でございます。今年の対応方針の中に案を盛り込んでございますが、特に右側の赤字の4行目ぐらいになりますけれども、低年齢児の健康診断については、子どもの発達段階や施設の性格等に応じて実施できることを明確化しつつ、取組事例集を作成するなどの対応を行い、地方公共団体に通知をしたところでございます。

これらにつきましても引き続き適切にフォローアップをしてまいりたいと思います。

長くなりまして恐縮ですが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(市川座長) 御説明ありがとうございました。

それでは、これから御意見や御質問の時間に入りたいと思います。お名前につきましてはさん付けでお呼びさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。それでは、御意見・御質問のある方はお願ひいたします。

高橋さん、お願ひします。

(高橋座長代理) 大橋部会長の下でヒアリングに私も参加してまいりましたので、ピンポイントの話になりますが、2点、申し上げたいと思います。

まず第1点、資料3の冒頭にもありますけれども、国家資格の情報連携システムなどを中心として、国がシステムを整備して都道府県の経由事務等を廃止して負担軽減をしていくという点についてです。当初から関係府省二次ヒアリングまでの印象だと、府省の姿勢は硬いという感触があったのですけれども、今日の資料3の1~2ページ目に書いてあることを拝見しますと、オンライン化の方向が明確に出てきておりますので、この点については事務局の御尽力に対して、お礼を申し上げておきたいと思います。

特に2ページの一番下にある建築工事届などについては議論が白熱したのですけれども、結局のところ、AI等を活用したチェック機能を導入するとか、そういうことについて検討した上で、オンラインによる提出を令和9年4月から可能にするように取り組むと、かなり明確な時期が示されましたので、一つの大きな成果ではないかと思っています。

ただ、オンライン化の作業は、システムの立ち上げとか、改修とか、すぐにできるわけではありませんので、そういう意味では長いスパンだと5年とか、短いところでも2年とか、そういう形で各府省の作業が予定どおり進むかどうかということをしっかりと見守っていく必要があると思いますので、来年度以降もそういう観点から、事務局を中心に取り組んでいただければ有り難いと考えております。

第2点ですが、本格的な人口減少と東京圏を中心とした大都市圏に人口移動が顕著であるということなので、そういう意味では、行財政サービスの供給力に大きなアンバランスが生じてきており、これに対応しなければいけないという課題についてです。ヒアリングを通じてですが、例えば厚生労働省や国土交通省をはじめとして、さすがに事態がかなり顕著になってきたということもあって、対応を始めていただいているという印象は受けました。

例えば24ページの16番などについては、いわゆる障害者支援施設の設備基準について社会保障審議会において検討していただいて、令和8年度中に結論を得るということにしていただいているわけです。また、25ページの19番の公営住宅の明渡請求についても当初国土交通省は厳しい御対応だったのですけれども、令和8年中に検討を得るという形で御検討いただいていることは大きな前進ではないかと思っています。

ただ、これから各府省の下に置かれている審議会であるとか専門部会での御検討になると思うのですが、私は環境法もやっておりましたので環境省の審議会とかをよく知っているのですけれども、その分野に熱心な方が専門家として出てらっしゃいまして、全国的なレベルを柔軟化することについて専門家の方が疑問を持たれることが多々あります。そういう意味では、都道府県や市町村の代表の方がその場にいらっしゃることは当然ですが、さらに、深刻な事態に立ち入っている地方公共団体の方の声に真摯に耳を傾けていただく場を設定していただいて、その成果を反映していただくというシステムづくりをこちらからお願いしていくことも重要なのではないかと思っています。このような観点も含めて来年度以降の作業に御配慮いただければ有り難い

と思っております。

以上、非常にピンポイントでございますが2点申し上げました。

(市川座長) ありがとうございました。ほかに御意見・御質問等はございますでしょうか。

それでは、勢一さん、お願いいいたします。

(勢一部会長代理) 私も提案募集の部会に携わりましたので、感想を含めて少しだけコメントさせていただければと思います。

まずは府省ヒアリングまで御対応くださいました提案団体の皆様、そして、お支えいただいた分権室の事務局、ヒアリングに御対応くださった府省の方々にお礼を申し上げたいと思います。おかげさまで今回88%の実現が見えてきたというところ、一定の成果だと思っています。当初は実現が容易でなさそうな提案も少なからずあったのですけれども、提案募集検討専門部会の場で丁寧な議論ができたと思います。この点は皆様の御尽力に感謝をしたいと思っています。その上で、心に残った点として大きく2点申し上げたいと思います。

1点目は、子育て、教育環境に関する提案で、具体的には資料3の21とか24の辺り、先ほど事務局からの御説明にありました児童扶養手当の算定に関するものであるとか、特別支援学校への奨励金に関するものです。今の時代、家族の形が非常に多様化しています。いろいろな家庭のスタイルがあって、法制定当时は想定していないものがあるのではないかと思っています。しかし、社会の中で育まれていく子供たちに制度的支援を十分に行き届かせるためには、今の社会に合った制度へ変えていくことは非常に重要だと思います。そうした社会の変化と実態をよく知る地方公共団体からこういう提案が出てきたというところは非常に大事だと思っていまして、それぞれの制度は一つ一つの改正の積み重ねですけれども、持続可能な社会システムへ向かう一つの道になっているのではないかということが今回非常に心に残っております。

2点目は、人口減少社会の中で、どのように持続可能な地域をつくっていくかというところは、地方行政の現場としては本当に重大な課題だと思います。そういう点では、条件不利地域が政策展開できるような法制度へ再設計をしていく。これは大橋部会長の言葉にありましたけれども、この再設計は非常に大事だと私も考えております。離島や中山間地域というのは人口減少の課題先進地域と言うことができますので、ここでのチャレンジが新しい制度をつくっていく知見を生み出していく場だと思っています。中長期的にはより幅広い地域で各地域の特性に応じた柔軟な課題解決ができるような制度になっていくという意味では、今はある種実験と投資の時期でもあるのだろうと思っています。

そういう点では、本年度の重点テーマのデジタル化は地域資源の制約を乗り越える一つのツールですので、これをしっかりと活用していくような社会、システムにしていく、経由事務の廃止とか、オンラインの申請交付などを進めていくというのはとても大事なもので、今回もそのような提案が多数あったと思っています。

他方で、地方の側ですけれども、私がいろいろ関わっている団体との関係で印象に残っていますのは、それなりの規模の団体でもデジタル化が十分実質化されていない例も散見されると思っております。紙ベースでの手続であるとか、押印がまだ必要であるとかというような場面に接することも実は多々あります。地方側でもデジタル対応をしっかりと進めていただくことが、全国各地で効率的な行政運用をして、その成果を住民に届けることができるのだろうと思っています。今回までの地方提案から実った果実を各地で共有して活用していく。是非地方側の皆さんも、こうした成果の活用に努めていただけすると有り難いなと思っています。

以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、山下さん、お願ひします。

(山下議員) 今日の説明と、事前に資料を送っていただいたのを昨日の夜ずっと見ていて、皆さんがあっしゃっているように、提案募集検討専門部会の方々、または推進室、すごく時間をかけてやられて、成果がすごく出てきたと実感しました。なぜかというと、平成26年から、資料2を見ていて、提案件数と最終的な対応を決めていった件数がどんどん増えていて今年は288件、これは地方のこのようにやってほしいという提案を出している側にとってもすごく大事な成果かと、ですから、355件も今回出てきて、来年また出てくるという、ある意味でこの提案方式そのもの的好循環が動き出しているというのを正直に実感いたしました。

その上で、こういう点に気をつけたらどうかというのを数点申し上げたいです。

1点目は、先ほど高橋さんもあっしゃっていましたけれども、システムの改定や運用はすごく時間がかかるので、最初の国家資格等情報連携・活用システムを使った経由事務の廃止のところなどは令和1年までに結論を得るみたいな、少し長いと、4年先だしと思うのです。私も一般企業ですけれども、さすが4年先に結論を出すという案件はほとんど出ないのではないかという認識があって、その意味でいうと、4年先の結論に対して、マイルストーンでここまでに何をしましょうというのを記録しておいたほうが確実に進んでいくのではないかと思いました。

2点目は、資料3の7ページ、国からの定例的な調査・照会の一斉調査システムをうまく活用して減らしていくという、これもすごい成果が出ると思いました。一方、この定期的な調査・照会、ここに記載されている数はいっぱいあると思いながら、これで全部なのだろうかと思ったのです。実は最初に大橋部会長からもどんどん類似展開をすることがすごく大事だとあっしゃっていて、ですから、国からの定例的な調査・照会は全部でこのぐらいあって、今回、大体この辺までは抑えたという我々自身も進捗度合が分かるようなことをしないと、できることだけこれだけやりましたという方向にはならないようにしたいと思いました。全体像を捉えてないので私も分からぬですけれども、そういう表現をしたほうがゴールに対してこのぐらい近づいているという感じが出るし、提案側もよく分かるのではないかと思いました。

最後に、資料2で、そうはいっても43件ぐらい実現に至らなかった提案がありましたと、資料3で実現まで行かなかった理由を字で追っていくと、各党・各会派での議論が必要なので実現に至らなかったという説明になっているのも何件かあったので、これは我々がやっている提案募集方式の枠組みではなかなか対応できないのだなと私自身は思ったのです。

そうすると、逆にそういうのを拾っていくような仕組みが別にないと、こういう理由でどんどん提案できませんというのが、多くはないのですがたまつてくるのだろうと、地方は提案しました、この提案募集方式でなかなか処理できない枠組みの提案については実現に至らなかったということで残っていくということが積み重ねていくような気もしたので、各党・各会派へ共有するような、働きかけるような仕組みが別にあるのであれば、それを活用すればいいし、ないと、その部分については頓挫してしまうという、素人ながら申し訳ないですけれども、そのような気がしました。

いずれにしましても、ここまで取りまとめていただいて進んできていることについて、事務局及び提案募集検討専門部会の方々にお礼を申し上げたいし、これが次のステップにつながるということと同時に、私自身はここに座させていただいて学ぶことが多いのですが、もっとお返ししないと、と思った次第です。

以上です。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、三木さん、お願いいいたします。

(三木議員) それでは、私からお礼と感想を申し上げたいと思います。提案募集検討専門部会の皆さん、それから、事務局の皆さん、まとめていただきましてありがとうございます。私はお聞きしていてとても参考になつたことがたくさんありますので、もしかしたら、少し長くなりますけれども、御容赦いただきたいと思います。

最初に、大橋部会長から5つの視点ということでお話がありましたけれども、とても参考になりました。地方自治が制定されて何年もたつのですが、この時点で地方自治の在り方の基本的方向を大橋部会長からお話し頂いたいたと考えております。今、お話のあった視点について、しっかりこれから私どもも考えていかなければいけないなと思いました。

それから、成果が非常に上がってきているということありますけれども、今、お話がありましたように、私ども地方公共団体としても、こういう形で提案することで成果が上がってくるということ自体が職員のやりがいに通じます。そういう面では大変有り難いと思います。

それから、もう一つお願いしたいのは、今、山下議員もおっしゃいましたけれども、見直す勇気が非常に大事だと思いますので、もし、各党会派で何か不都合があるとすれば、例えば市長会としてお願いをしていくことも大事ではないかと感じました。

それから、今の地方自治の場合、全国一律の制度と、一律ではなくて個別の自治体によって異なるような対応が大切ではないかということを感じました。例えば資料2の1番のデジタル化のようなものは全国一律でやっていたいたほうが、ノウハウだとか費用が掛からないで済みますので大変有り難いと思いました。そして、このようなデジタル化については、正直ノウハウのない市もありますので、そういう面では横展開をやっていただければ有り難いと思いました。

それから、資料2の6番の関係ですけれども、土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能にということであります。これが今の地方自治にとって私はすごく重要なと思いますのは、市街化区域の設定が決まっていますと、市街化区域でしかできないような事業があります。ところが、地方によっては人口減少が進んでおりまして、企業誘致だとか、様々な政策をする場合に市街化区域でなければいけない、市街化調整区域であればできないというようなことがあります。

実は、須坂市では今まで市街化調整区域の中で、地域未来投資法という法律を使って48ヘクタールの開発を事業者が行ってくれました。インターから極めて近いですから、立地企業の皆さんにとっても非常にプラスだということで、さらに第2次開発に応募したい企業が出てきているわけです。今回、地域未来投資法の見直しによりまして、商業施設のようなサービス業ができなくなってしまいます。そうしますと、本当の土地利用ができなくなってくるわけであります。そういう面で、35番の亀岡市に提案していただいておりますような都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とするような制度にしていただくことが大切だと思っています。

繰り返しになりますけれども、全国一律でやったほうがいい事業と、それぞれの地方公共団体の実情に合わせて行ったほうがいい事業が私はあるのではないかと思っております。今申し上げましたことにつきましては、それぞれの地域によって実情が違いますので、そういう形でやっていただければと思います。

それから、横断的な見直しは非常に有り難いものですから、国、県、市町村が、それぞれ事務を完璧に、例えば全部市町村から県に上げて国へ上げるというようなことでなく、デジタル化を使って省略できることは省略していくことが、今の時代には大切ではないかなと思います。非常にすばらしい対応をしていただきました

ことに対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

以上であります。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、足立さん、お願いいいたします。

(足立議員) 皆様と同じように、今回、提案募集検討専門部会の先生方、また、事務局の皆様、改めて本当にお礼を申し上げておきたいと思います。その中で、私から3点感想と、個別のことについて2点お話をさせてください。

まず、資料を拝見いたしました。皆さんの御意見と同様に、本年の提案実現対応割合は88%ということで過去最高の水準になっております。大変成果の高いものとなっているように受け止めております。一方、量的成果に加えまして質的成果の明確化、もしくは可視化が欠かせないのではないかと思っております。言い換えるならば、どの提案が住民サービス、なおかつ行政効率の改善にどれだけ寄与したのか、この点が当初の課題かと思います。この点につきましては、資料2の中に、例えば利便性向上、オンライン化や手続が簡素化、言い換えるならば、職員の時間の削減はどの程度だったのか、もしくは利用者であります住民の手続負担はどの程度軽減したのか、こういったようなものも一定評価していく必要あるのではないか。

いわゆる経由事務の原則廃止は本当に重要だと思います。どの程度の事務のコストが削減されたのか、この辺りについては可能であるならば数値化しておいたほうがいいのではないかと思いました。デジタル化に伴います地方公共団体側に投資、ICTであれば、ここにコストがかかります。当然体制の再整備が必要になります。この点はどう吸収されてきたのか、もし、こういったようなKPIの成果指標があるならば、翌年度以降公表してもよいのかなと思いました。これが1点目です。

2点目につきましては、デジタル化イコール地方の負担軽減、これは本当に評価に値するかと思います。ただ、これだけでは十分とは言いがたいのではないかと思っております。といいますのも、先生方の御意見にもございましたように、対応方針の中心にありますデジタル化並びに経由事務の廃止、こちらは資料3でも重点事項の多くがデジタル化に集中しております。ただ、現場ではそこにはシステムの改修、標準化の対応、なおかつマイナポータルの接続や情報連携のセキュリティの管理が必要になります。この辺りは新たな負担として顕在化しているかと思います。

そうなりますと、地方公共団体側のリソースの消費ではなくて、真の効率化が果たしてどの程度まで転換されてきているのか、この点につきましては国の支援が不可欠でありますので、この点は是非とも国の支援を構築していただきたいと思います。

3点目につきましては人口減少、これはもう否めない状況です。その中で、事務削減だけで解決しているのかどうかが一つ課題かと思っております。といいますのも、実際に事務負担軽減の中では通知の一本化、都道府県経由の廃止、これは本当に評価すべき点ですけれども、一方で、人口減少、先ほど勢一部会長代理がおっしゃっていましたように、いわゆる自治体間連携の広域化、これは制度的な後押しをせざるを得ない状況、特に小規模自治体、実行能力を担保していく必要がございます。そうなりますと、本当に見直しに加えて縮減、デジタル化よりも深い構造的な問題を抱えておりますのが小規模自治体ですので、この辺りについては、いわゆる事務の効率化、果たしてどこまで自治体機能の持続可能性にまでつながっているか、こういったような政策的視点も必要かなと思いました。

その上で、個別の案件が若干気になりました。といいますのも、資料3の10、租税特別措置に関する市町村

事務の見直し、御説明は大変分かりやすくありがとうございます。この中で、住宅用家屋証明事務につきましては国の租税措置がございますけれども、これによって審査事務、本来ならば国税の実施に必要な事務を市町村に無償で委ねているという構造的問題が一定あるのではないかと思っております。この点に踏み込まないと、オンライン化や添付資料の省略といったような部分的改良だけになってしまい限界が生じる可能性ございます。

ですので、この点を市町村の事務負担に比べまして、果たして住宅ローン減税、所有権保存登記の増加によって、いわゆる住宅用家屋証明の件数が高水準にあり続けるのであるならば、簡素化というのは重要かと思います。この辺りについて、市町村職員がどの程度まで負担が生じているのか、精緻に見ていただいたほうがいいかと思います。場合によっては職員がやるべき審査が増えてしまって、逆転現象が生じているような状況だけは避けていただきたいと思います。

2点目、21の児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直しです。この併給調整につきましては制度が複雑になります。市町村の事務負担、特に高齢ひとり親の生活の影響は深刻な問題を抱えております。その中で、今回の対応方針案が調査と説明資料にとどまっているような状況であるならば、場合によっては併給調整は抜本的に簡素化する必要がございますし、年金データとの自動連携などをしないかないと、市町村の負担が逆に増える可能性がございます。この点が本当に大丈夫なのかというのを確認していただきたいと思いました。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、大橋さん、お願いします。

(大橋議員) 私も今年度引き続き提案募集検討専門部会に参加させていただきまして、そちらでの経験を踏まえて、幾つか雑駁ではございますが感想ないしコメントをさせていただきたいと思います。

まずは先生方からも御指摘がありましたけれども、355件という大量の案件について88%の対応の見通しが現段階でついたということで、もちろん提案募集専門部会のメンバーの尽力もありつつ、事務局の大きな頑張りというのがこちらの数字につながったのかなと思います。特に第2次ヒアリングの終了時点では、この案件はどうなってしまうのだろうというような印象のあった案件について、こちらの資料を拝見すると、このように着地したのかという、先ほど高橋座長代理からも、その辺の硬いと思われたものが進んでいたというようなコメントがありました。

私もうれしい驚きといいますか、例えば、今まで他の委員のコメントで言及がなかった案件で言いますと、資料3の3ページの一番下のところに、伝統文化親子教室事業の応募手続の市町村経由事務の廃止という案件があります。こちらは、実際に提案募集検討専門部会でヒアリングした段階では都道府県と市町村の二重経由になっていて、地方公共団体に対して国が非常に負担をかけていたのです。その負担が法律の根拠に基づかないものでもあったということで、問題状況として非常に深刻だと思っていたのですけれども、こちらの資料を拝見したら、その辺についても運用の改善の目途がついたということで、事務局の尽力に感謝したいと思っております。

さらに制度運用の関係で言いますと、毎年いろいろと工夫で進化が進んでおりまして、例えば今年の運用上の工夫で言いますと、これは前年度まではあまりなかったのではないかと思うのですけれども、重点事項として提案募集専門部会にかける事案についての柔軟な取扱いというのが今年度あったかなと思います。すなわち、

最初は事務局レベルでその事案について折衝しているのですけれども、事務局レベルでの折衝であり相手方の反応が芳しくないときに、途中から提案募集専検討専門部会での議論の対象に上げる。あまり芳しくない反応を続けていると提案募集検討専門部会の議論の俎上に乗ることになるのだと、こういう運用方法もあるのだなと思っていました。

こういった形で、提案募集の仕組みは、毎年漸々と進んでいるように見えて、内部的にはどんどん工夫が進んで、より有効な対応ができるようになっている。このような内部的な運用改善の経緯は、制度に関わった者として記録に残しておきたいと思いました。

あと、既に先生方から今年の注目案件についてはいろいろなコメントが出ているところですけれども、国への返還金に関する取扱いの見直し、これについては今年度新しく出たものではありません。この問題は、一つの制度だけで対処が終わるものではなくて、かなり波及の程度の大きい動きにつながるものとして、特にお金に直結する話ですので、すぐに対応が終わるものではないかと思っております。ただ、先ほど大橋部会長の御説明の中にあった法令の不備とか、市町村に対する不当な重い負荷は、多くの地方公共団体に対して深刻な影響を及ぼしていますので、こちらについては、今年度中に対応が難しかったとしても、次年度以降の積極的なフォローをしっかりとやっていく必要があると思っているところでございます。

私からは以上になります。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、宇野さん、お願いします。

(宇野構成員) 今年度から初めて提案募集検討専門部会に参加させていただきました。不慣れなこと多くございまして、事務局から様々教えていただきながら何とかやってこられたと思っております。事務局の御尽力に感謝を申し上げたいと思っております。

もう様々出ておりますので1点だけコメントさせていただきたいと思います。

関係府省二次ヒアリングが終わった後にこの資料を拝見しますと、二次ヒアリングのときよりもさらに進んでいるなという感想を持ちました。資料には、次年度以降、実態調査といいますか、地方公共団体の意見を調査するとか、活用状況・取組状況を調査するという記述も多いと思います。そのときに、提案してきた団体にとってはすごく重要な案件、重要な問題であっても、全国的に見たときには、まだまだそうしたことが問題になっていないような問題もあると思います。人口減少の進み方なども全国様々でございますので、平均化してしまうと、その問題はまだ必要ない問題と捉えられかねないとも思いますので注意を要すると思います。

それから、先ほど大橋部会長からもありましたけれども、そもそも地方自治制度を再設計するというような根本的な変化が必要だとすると、自分たちにそれが必要なものなのかということを認識しづらいような提案もあると思います。ということで、果実を展開するのはもちろん大切なことだと思うのですけれども、こんな提案が出てきていて、この提案が実現すれば、もしかしたら、これから顕在化してくる社会の問題を解決できるかもしれないという提案の趣旨といいますか、提案の可能性についても横展開、周知徹底して、それぞれの地方公共団体の創意工夫を促していく取組も必要なのかなと思ったところです。

以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、谷口さん、お願いします。

(谷口議員) 既にたくさんの御意見や御説明があり、いつも大変勉強になっております。また、今年も提案募集

検討専門部会の先生方、また、有識者会議の先生方、そして、交渉、検討に関わられた関係府省の皆様に深く感謝する次第です。

最初に提起された大橋部会長の方針のところで、これから大きな枠組みというのが一旦整理されて、勉強になった次第です。本来国の事務でありながら地方公共団体を経由して展開される経由事務をなるべく削減していく。また、財源と事務配分のアンバランスさをしっかりと見直していく。そして、デジタル化を進めていく。民間事業者の協働や委託も活用していく。こうした地方自治の効率化ですとか、より効果的な事務の展開という方針が明確に示されたと勉強になりました。

個別には、デジタル化がいろいろなものを解決してくれると有り難いのですけれども、勢一先生もおっしゃったように、うまく活用できているかというと、意外と難しい面もずっとあると思うのです。先ほど足立先生からの指摘もあったように、デジタル化は小さい地方公共団体にとっては負担が非常に重いので、国がいろいろな自治体が共通で使えるようなプラットフォームをシステム化することをもっと早めたほうがいいと思います。

そのためには今後、地方公共団体からどんなシステムが必要だと思っているのか、システム要求を具体的に出してもらうような提案の在り方もあり得ると思います。つまり、こういった手続を簡素化してほしい、分権化してほしいというところで、どんなシステムがあったら、それは実現できるかというところまで言ってもらう。先ほど宇野先生もおっしゃったように、局地的なことではなくて幅広に展開できるようなシステムであれば、それは国がやりましょうということになる。時間が掛かるかもしれませんけれども、デジタル化ということが期待されているのであれば、システム要求というものを地方公共団体から出してもらうと良いと感じました。

デジタル化をすると住民サービスが向上したり、効率化することはもちろんのこと、何か問題があったときに、デジタル化していたほうが実はログが追える。日本人は人々のレベルや協力度が高いのでアナログでうまくやれているのだけれども、何か問題やミスがあったときに、その原因や過程が分からなくなってしまうのです。

実はデジタル化していた方が、データが残っていたり、どんな作業やシステムから問題が起きたかが追えるのです。それは誰の責任なのだということを突き詰めるということではなくて、改善策がそこでは見えてくるので、デジタル化することで次の課題解決に役立つ。例えば、今までの膨大な提案のデータを解析したら、どんな時代背景のときにどんな重点項目があって、それは各省庁がどんな理由で対応されたりされなかつたりするかがわかって、それが今後の課題解決に役立つたりすると思います。

また、今回の重点項目の中に、子供の教育・養育、障害者の方の福祉に関する施策を丁寧に行うためにも、こここの部分は簡略化してほしい、分権化してほしいという視点のトピックもたくさんありました。細やかな事務を行うため、そして福祉増進のための提案募集なのだというところも大きな一つの柱になっているのだなと学ばせていただきました。今後も害獣対策とか地方の大きな課題はあると思うので、この提案募集の枠組みが重要なトピックを設定することで、そのトピックに関する分権や課題解決がぐっと進むということがあれば、大きな社会的な貢献になると思いました。

以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、村木さん、お願いいいたします。

(村木議員) 先生方、非常に多くの御議論と提案募集の検討について、いろいろありがとうございます。非常に勉強になりながらお伺いをしていました。

1点だけ短く発言させていただきたいと思います。最初に勢一先生がおっしゃっていたように、デジタル化が進んでいったときに、これは非常に進めていくべきだと思いますが、行政の中でいろいろなところでそこがうまく使えない、今、谷口議員もおっしゃっていたと思いますけれども、レベルとして、それがすごく使えるところとそうでないところがある。そうなると、仕組みとしてこれらを導入していく際に、どこもそれが使えるようにするサポートのようなものも、これはここでやることではないのかもしれません、どこかの仕組みの中でそういうものもつくっていく必要性が多分あるのだろうなと思いました。

これは私の専門の都市計画の中でも、先ほど三木議員がおっしゃっていた市街化調整区域の話がありましたが、やりたいと思っていながらもノウハウがないとか、相談できるような体制みたいなものも含めて何か検討していく必要性もあるのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございました。

石井さん、よろしいでしょうか。

(石井構成員) 提案募集検討専門部会に参加させていただきましてありがとうございました。デジタル化の話題が先ほどから先生方からの御意見・御感想で出てきているところとの関連で、少し私の分野に乗せる形のコメントになってしましますけれども、ごく簡単に感想めいたことをお話しします。

デジタル化というのは、私は個人情報の分野で研究してきた者ですが、ヨーロッパの法制度の状況に大きな動きが見られるところでして、GDPRが2016年に採択されまして、2018年から適用が開始されて、かなり蓄積もできているというところがある一方で、データ利活用のための法制度が数多く実現するという状況が生じています。さらに法律をたくさんつくりすぎたものですから、それを簡素化するための提案も出てきているということで、法制度の動きが非常に速くなっているという状況がヨーロッパで生じているところが一つ新しい動きかと思われます。

日本の場合、データの利活用に関する法制度は必ずしも整っているわけではないといいますか、少し手薄な面があるのは否めないと思います。いろいろな検討会でも国内の動向を見るときに、EUの方向性はどうなっているかということを調査することが多いわけですけれども、日本の法制度全体の中で、デジタル化を推し進めていくための制度的な枠組みがもう一步必要ではないかと思うところです。そのような中で、全国一律の取組が必要であると、デジタル化について、この場での議論の重要性が非常に高いと思っているところであります。私の感想は雑駁ではありますが、国外の動向というのも少し目を向けながら、デジタル化に向けた提案募集の検討も進めていく観点が必要かなと思った次第です。

私からは以上になります。

(市川座長) どうもありがとうございました。

それでは、全体を通じて、もし、事務局から何かありましたらお願ひいたします。

(稻原室長) 熱心な御指摘をいただきましてありがとうございます。全てにできのいい回答ができるものでもないと思いますが、御指摘いただいた点についてコメントをさせていただきたいと思います。

まず、高橋座長代理から、スケジュール感をしっかりと見守つていけという御指摘がございました。山下議員からも、向こう先数年かかると、もともと例えば国家資格情報連携・活用システムでいうと各省

が順番待ちをして、それぞれの年度にシステムを活用するような順番が既に決まっているものをベースとして工程表を組んでいるようなところもありますので、なかなか全体を一斉にスタートできないような状況もございますけれども、そこは本当に御指摘のとおりであると思ってございますので、そのスケジュール感をしっかり見守っていくというか、私どももスケジュール管理をする必要があると思ってございます。

また、審議会の議論に預けている項目が幾つかあったところでございます。しっかりと審議会の中で議論をしていただけますように、先ほど高橋座長代理からもありましたように、地方公共団体側の議員も審議会の委員に入っておりますので、そういった方々に提案募集の内容をきっちり理解していただくように、何らかの形で取り組んでいきたいと思っておりますし、動いているところでございます。

それから、山下議員から国からの調査の関係、全体のマスとしてどれくらいあって、どのくらいのところが達成できているのかということについては、どういう形でそれを見える化できるのか、網羅的に国が地方に出している調査の全貌を拾うのは相当な労力になると思うので、ある一定のシステムを使っているものに限定して把握するとか、そういったことで考えてみたいと思ってございます。

それから、公職選挙法の関係は、ほぼ各党会派における議論を見守る必要がある。これは国会でも総理が答弁するぐらいのセットフレーズになっておりまして、選挙制度については立法府で御議論が基本的には行われるものなので、私どもとしてはその場に具体的にコミットするのはなかなか難しいのかなと、先ほど三木議員からおっしゃっていただいたように、そういった動きをしていただくのも一つの手段なのかなと思っておりますし、私どもとしては、これは総務省の選挙部に言っている意見ですので、実際に実務的な内容が生じた場合には、選挙部で各党会派の議員の方々とやり取りをすることになろうかと思っておりますので、選挙部には伝わっているということは一定程度の効果があるものと考えているところでございます。

それから、三木議員から都市計画の関係でございまして、今回、都市計画の線引きの関係、亀岡市さんからの提案だったのですけれども、先ほど三木議員から地域未来投資法の改正の動き、私はそれを知らなかったのですけれども、基本的にこの法律の枠組みで開発を進めている地域があろうかと思うのですけれども、そういう商業施設が対象から外れていくという中にあって、地域の土地利用に応じて市街化区域を省くことができるというのは、改めて一つ大きな前進だったのかなと思ってございます。

それから、足立議員から幾つか御提案をいただきまして、確かにもう少し突き詰めて、資料2の右側に非常にダイレクトな数字として削減できる件数ですか、時間とかというものはなるべく掲載するように去年ぐらいからしております。さらに突っ込んで、例えば職員の労働時間がどれくらいかということまでできればいいのですけれども、検討課題とさせていただきたいと思ってございます。

それから、デジタル化のところで、おっしゃるように、現状、基幹システムの標準化で地方公共団体の現場が非常に忙しくなっている中で、この分権提案で幾つかの項目については今後システムを入れていくというところで、加えてそういう状況になってくるということは御指摘のとおりです。関係府省に対しては、地方公共団体の側が今デジタル化に邁進している状況も踏まえた上でシステムの内容を構築していくと、先ほど谷口議員からもシステム要求みたいなものを出してもらったらどうかという御指摘もございましたけれども、そういう状況も踏まえながらやっていく必要があるかと思ってございます。

それから、デジタル化で対応できないような自治体の持続可能性については、勢一部会長代理からも御指摘をいただいたところであります。ここは総務省でも持続可能な行財政の確保に向けての動きというのが引き続き行われると思いますので、そういった議論に十分留意しながら分権室としても対応していきたいと思ってお

ります。

それから、国税の関係で自治体事務が含まれているというところについては、確かにおっしゃるとおりでございます。一応法令的な根拠は持つてやっている事務ではあるのですけれども、実際、そこまできちんとやらなくても、ほかの代替のする情報があるのではないかという問題意識も持ちながら、これは引き続きしっかりと議論を進めてまいりたいと考えております。

それから、宇野構成員から調査をすることを幾つか項目を整理しているところはあるのですが、継続審議という状況の中で、おっしゃるように平均を取っても意味がないというのは確かにそうでありますし、別に全国的に平均が上がったからやらなければいけないというわけではないと思っております。他方で、我が事として調査を受けられない団体もあるかと思います。ですので、何でこの照会を行っているのかということについては、しっかりと伝わるように今後発出する調査については整理をしたいと考えているところでございます。

漏れもあるかと思いますが以上です。ありがとうございました。

(市川座長) どうもありがとうございました。

ほかには特によろしいでしょうか。

それでは、今、事務局からもお話をありましたけれども、本日いただきました御意見を踏まえて、文言の調整などは事務局において整理させていただいた上で私に御一任とさせていただき、今回の対応方針案について有識者会議として了承したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の意思表示あり)

(市川座長) ありがとうございます。皆様の御理解をいただいたと思っております。

それでは、対応方針案を了承することといたします。

政府におかれましては、本日の議論も踏まえ、政府の対応方針の決定に向け、各府省との最終調整をよろしくお願ひいたします。

続きまして、議題2のその他について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(福西参事官) 私から資料6、「計画策定等に関するワーキンググループ」の継続について御報告をさせていただきます。

本有識者会議の下に設置されております「計画策定等に関するワーキンググループ」については、令和5年3月に閣議決定をされたいわゆる「ナビゲーション・ガイド」の取りまとめ等にこれまで御尽力をいただいたところです。当室としては、この「ナビゲーション・ガイド」に基づいて引き続き計画策定等の見直しに取り組む必要があることから、今後もこのワーキンググループを継続して御審議をお願いするものです。構成員、任期、当面の主な審議内容については資料の記載のとおりになります。

私からの説明は以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

本件につきまして何かございますでしょうか。

勢一さん、よろしいでしょうか。

(勢一部会長代理) 引き続きワーキンググループでしっかりと計画策定の動向を確認していきたいと思います。

「ナビゲーション・ガイド」の認知度も少しずつ上がっているかなという感覚はありますし、既存の計画でかなりのものが一体的策定や共同策定ができるという確認を府省からいただくことができていますので、次の局面としては、既存計画をいかに効果的・効率的に活用していくかという地方側の御尽力も期待したいと思いますし、そういう成果をワーキンググループで集約して横展開するようなお手伝いもできればと思っています。

他方で、「ナビゲーション・ガイド」はありますものの、新たな計画策定の規定は少しずつ出てきているという印象です。「ナビゲーション・ガイド」の下でも計画はそれなりに必要だと、まだ府省で考えられているところはありますが、本当に必要な計画は残す必要がありますけれども、もう少し柔軟な議論を計画策定の規定を置く前にできないかなという問題意識はあります。

各府省の審議会で議論をする際に、自治体の施策を進めたいというような場合に、これまででは計画をつくつていただこうというのは分かりやすい仕組みだったのですけれども、しかし、本当にそれがベストなのかというところを意識して議論していただけるような形になれば、もう少し最初の段階での議論が豊かになるのではないかと思ったりはしていますので、事務局と一緒に私も知恵を絞っていきたいと思っています。

(市川座長) ありがとうございます。

さらなる高いステージに向けて議論を進めていただくということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事は以上となりますが、最後に何か事務局からございましたら、よろしくお願ひいたします。

(稻原室長) 御挨拶ということで、お時間をしばしいただければと思います。

本日は、本当に熱心に御議論いただきましてありがとうございました。また、今日は御案内のとおり、参議院で全大臣出席の予算委員会が開催をされております関係上、大臣以下、政務の出席がかないませんこと、大変失礼いたしております。

今日のこの場で頂戴しました御意見を踏まえて今後の作業を進めていきたいと思ってございます。私も先ほど回答を申し上げたように、今回、令和8年、もしくは令和8年度に結論を得るといったようなものですとか、あとは検討に際して地方公共団体に対して調査をするという項目も多々ございます。したがいまして、しっかりと進行管理をしたいと思いますし、その調査の実施に当たっては、調査が中立的になるように分権室としてもコミットして、各府省と一緒に頑張っていきたいと思っております。

また、室員一同引き続き頑張ってまいりたいと思っておりますので、議員の先生方には引き続きの御指導いただければと思っております。本日は誠にありがとうございました。

(市川座長) 稲原室長、ありがとうございました。

それでは、これにて本日の合同会議を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)